

川西町地域振興拠点施設整備基本計画

（旧川西町役場等跡地利活用計画）

令和 3 年 1 2 月改定

山形県川西町

目 次

第1章 計画の目的	1
1 はじめに	1
2 上位計画等における本計画の位置付け	2
3 検討の経過	3
4 旧役場庁舎等跡地の概要	5
5 旧役場庁舎等跡地周辺図	6
第2章 旧役場庁舎等跡地利活用の基本理念、基本方針	7
1 基本理念	7
2 基本方針	7
3 導入する機能	8
第3章 地域振興拠点施設整備基本計画	9
1 基本コンセプト	9
2 にぎわいの創出	10
3 計画体系及び利活用方法	12
4 拠点施設利活用の基本的な考え方	13
第4章 地域振興拠点施設の基本的機能	14
1 基本的機能	14
2 拠点施設の管理・運用	16
3 配置計画	16
4 規模	17
5 拠点施設の階層	17
6 構造及び耐震性	17
7 拠点施設建設の事業手法	19
8 概算事業費及び財源	20
9 整備スケジュール	21
附属資料	22
川西町役場跡地利活用検討委員会設置要綱	22
川西町役場跡地利活用検討委員会名簿	23
川西町役場跡地利活用推進委員会設置要綱	24
川西町役場跡地利活用推進委員会名簿	25
川西町地域振興拠点施設整備推進委員会設置要綱	26
川西町地域振興拠点施設整備推進委員会名簿	27
旧庁舎跡地利活用調査特別委員会調査報告書	28

第1章 計画の目的

1 はじめに

(1) 旧役場庁舎等跡地利活用に係る経緯

旧役場庁舎及び中央公民館は、老朽化等の課題を抱えており、平成26年に「震度6で崩壊、倒壊の危険性が高い」との耐震診断結果が示されたため、新たに役場庁舎を整備し移転することとしました。今後、旧役場庁舎及び中央公民館を解体し、旧役場庁舎及び中央公民館の跡地（以下「旧役場庁舎等跡地」という。）をまちづくりの推進及び中心市街地の活性化に利活用するため、令和元年度に「川西町役場跡地利活用基本方針」を策定しました。

この方針に基づき、より具体的な整備内容を定めた「川西町地域振興拠点施設整備基本計画」を策定し、基本設計、実施設計、整備工事につなげていきます。

(2) 小松地区及び旧役場庁舎等跡地の特性

小松地区には町役場新庁舎をはじめ、国内最大規模の観光ダリア園である「川西ダリヤ園」や「川西ダリヤパークゴルフ場」、国内初の町民駅である「JR羽前小松駅」、農産物直売所「かわにし森のマルシェ」、文化施設「川西町フレンドリープラザ」等、町の主要施設が集積しています。

また、県無形民俗文化財に指定される小松豊年獅子踊など、諏訪神社や小松皇大神社の祭事に併せて、地元根付くお祭りが開催され、多くの人が集まっています。

これまで旧役場庁舎及び中央公民館は、小松地区にある中心市街地の真ん中に位置し、商店街とともに町民生活の中心となってきました。

(3) 課題

役場庁舎の移転並びに旧役場庁舎及び中央公民館を解体することに伴い、これまで旧役場庁舎及び中央公民館を訪れていた人々の往来が無くなることで、中心市街地の衰退につながる懸念されています。

(4) 将来像及び旧役場庁舎等跡地に求められる機能

かつて交通の要衝として栄えたこの地に、町民のみならず、町外からも多くの人が集まるよう、川西町を訪れた際の交流拠点となる地域振興拠点施設の整備を行います。

この「川西町地域振興拠点施設整備基本計画」は、旧役場庁舎等跡地の整備にあたり、あり方や必要な機能の検討を踏まえ、整備の基本的な考え方を示すもので、今後の設計段階において、より詳細な検討を行う際の指針とするものです。

2 上位計画等における本計画の位置付け

- (1) 『かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）』（平成28年3月策定）
『かわにし未来ビジョン』において、役場庁舎周辺を含む中心市街地については、「時代のニーズに応じた居住環境を整備し、人口と都市機能の集積を図り、にぎわいと活力のある市街地づくり」を目指すこととしており、魅力にあふれ、にぎわいを生み出す都市機能づくりを推進しています。
- (2) 『川西町新庁舎整備基本計画』（平成29年11月策定）
新庁舎の移転に伴う現庁舎の跡地利用については、現庁舎の解体のみならず、現庁舎に隣接する中央公民館のあり方や、小松地区交流センターの整備など、中心市街地の活性化を図るための検討を早急に進めることとしています。
- (3) 『中心市街地活性化アクションプラン』（平成27年5月策定）
老朽化した公共施設の整備については、複合化、コンパクト化を検討することとしており、中心市街地のまちづくりの視点から地域住民との十分な合意形成を行うこととしています。
- (4) 『川西町国土利用計画』（平成23年3月策定）
土地利用の基本方針として、交流を促進する「地域資源活用型」土地利用の推進を挙げており、その中で地域資源を活用した土地利用を推進し、広域的な交流を促進することとしています。
- (5) 『川西町土地利用マスタープラン』（平成23年3月策定）
中心市街地について、歴史と文化が感じられる街並みの形成やにぎわいと活力ある市街地づくりに努めることとしています。



3 検討の経過

平成 30 年度	
平成 30 年 10 月 31 日	第 1 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
平成 30 年 12 月 18 日	第 1 回川西町役場跡地利活用計画策定委員会
平成 31 年 2 月 5 日	第 2 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
平成 31 年 2 月 21 日	第 3 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
平成 31 年 3 月 20 日	第 4 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
平成 31 年度/令和元年度	
平成 31 年 4 月 22 日	第 5 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
平成 31 年 4 月 25 日	第 2 回川西町役場跡地利活用計画策定委員会
令和 元年 8 月 21 日	第 6 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
令和 元年 9 月 5 日	第 3 回川西町役場跡地利活用計画策定委員会
令和 元年 10 月 8 日	第 7 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
令和 元年 10 月 11 日	第 4 回川西町役場跡地利活用計画策定委員会
令和 元年 11 月 27 日	第 8 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
令和 元年 11 月 29 日	第 5 回川西町役場跡地利活用計画策定委員会
令和 元年 12 月 10 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 元年 12 月 12 日	【町議会】全員協議会
令和 2 年 1 月 30 日	県立置賜農業高等学校との意見交換会
令和 2 年 2 月 3 日	川西中学校とのワークショップ
令和 2 年 2 月 25 日	第 9 回川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会
令和 2 年 3 月 6 日	第 6 回川西町役場跡地利活用計画策定委員会
令和 2 年 3 月 13 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 2 年 3 月 12 日	川西町役場跡地利活用基本方針 策定
令和 2 年 3 月 17 日	【町議会】全員協議会
令和 2 年度	
令和 2 年 5 月 20 日	経営会議
令和 2 年 5 月 27 日	第 1 回川西町役場跡地利活用計画推進委員会
令和 2 年 6 月 8 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 2 年 7 月 8 日	第 2 回川西町役場跡地利活用計画推進委員会
令和 2 年 7 月 20 日	第 1 回川西町役場跡地利活用計画検討委員会
令和 2 年 8 月 31 日	第 3 回川西町役場跡地利活用計画推進委員会
令和 2 年 9 月 8 日	第 2 回川西町役場跡地利活用計画検討委員会
令和 2 年 9 月 9 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 2 年 10 月 9 日	第 4 回川西町役場跡地利活用計画推進委員会
令和 2 年 10 月 23 日	第 3 回川西町役場跡地利活用計画検討委員会
令和 2 年 11 月 18 日	第 5 回川西町役場跡地利活用計画推進委員会
令和 2 年 11 月 26 日	第 6 回川西町役場跡地利活用計画推進委員会
令和 2 年 12 月 7 日	経営会議
令和 2 年 12 月 8 日	第 4 回川西町役場跡地利活用計画検討委員会
令和 2 年 12 月 10 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 2 年 12 月 16 日	【町議会】全員協議会
令和 3 年 1 月 21 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 3 年 2 月 9 日	「小松地区交流センター建設」の意見交換会
令和 3 年 2 月 12 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 3 年 3 月 17 日	【町議会】全員協議会 「川西町地域振興拠点施設整備基本計画」策定
令和 3 年 3 月 19 日	【町議会】3 月定例会 令和 3 年度川西町一般会計予算否決（計画見直し）

令和3年度	
令和 3 年 5 月 7 日	【町議会】第1回旧庁舎跡地利活用調査特別委員会
令和 3 年 5 月 12 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会正副委員長・小委員会合同会議
令和 3 年 5 月 18 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第1回小委員会
令和 3 年 5 月 24 日	第1回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会
令和 3 年 5 月 31 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第2回小委員会
令和 3 年 6 月 8 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第3回小委員会
令和 3 年 6 月 15 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第4回小委員会
令和 3 年 6 月 18 日	第2回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会
令和 3 年 6 月 22 日	【町議会】第2回旧庁舎跡地利活用調査特別委員会
令和 3 年 7 月 15 日	第1回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 8 月 6 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第5回小委員会
令和 3 年 8 月 10 日	第3回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会
令和 3 年 8 月 10 日	元川西町跡地利活用計画検討委員会委員との意見交換会
令和 3 年 8 月 30 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第6回小委員会
令和 3 年 9 月 3 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第7回小委員会
令和 3 年 9 月 14 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第8回小委員会
令和 3 年 9 月 15 日	【町議会】第3回旧庁舎跡地利活用調査特別委員会
令和 3 年 9 月 15 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 第9回小委員会
令和 3 年 9 月 16 日	【町議会】旧庁舎跡地利活用調査特別委員会 調査報告
令和 3 年 10 月 1 日	第2回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 10 月 20 日	第3回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 10 月 29 日	第4回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会
令和 3 年 11 月 1 日	【町議会】総務文教常任委員会協議会
令和 3 年 11 月 4 日	第4回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 11 月 12 日	第5回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 11 月 16 日	小松地区地域振興協議会理事会
令和 3 年 11 月 17 日	第6回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 11 月 17 日	元 川西町跡地利活用計画検討委員会委員との意見交換会
令和 3 年 11 月 18 日	【町議会】総務文教常任委員会協議会
令和 3 年 11 月 22 日	第5回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会
令和 3 年 11 月 24 日	【町議会】総務文教常任委員会協議会
令和 3 年 11 月 24 日	自治会長会連合会定例会
令和 3 年 12 月 9 日	【町議会】総務文教常任委員会
令和 3 年 12 月 14 日	【町議会】産業厚生常任委員会
令和 3 年 12 月 17 日	【町議会】全員協議会
令和 3 年 12 月 20 日	第7回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会幹事会
令和 3 年 12 月 22 日	第6回川西町地域振興拠点施設整備推進委員会 「川西町地域振興拠点施設整備基本計画」改定

4 旧役場庁舎等跡地の概要

【区域概要】



※OpenStreetMap (<https://www.openstreetmap.org>) を一部編集

	旧役場庁舎等跡地
所在地	川西町大字上小松 1567
敷地面積	6,072 m ² (役場庁舎、中央公民館及び駐車場の敷地面積)
用途地域	近隣商業地域
建ぺい率	80%
容積率	200%

第2章 旧役場庁舎等跡地利活用の基本理念、基本方針（令和2年3月策定）

1 基本理念

本町は、平成16年に『川西町まちづくり基本条例』を制定し、町民の皆さんと町が互いに協力してまちづくりを行っていく「パートナーシップによる協働」を基本とした「協働のまちづくり」を推進しています。地域づくりの取組は各地区交流センターが中心的役割を担い、地区計画に基づき地域課題の解決や地域活性化を図っています。

このことを踏まえ、旧役場庁舎等跡地は、小松地区交流センターを核とした地域づくりの拠点として整備します。多種多様な活動を行う多くのひとびとが気軽に集い、交流を通して、新たなにぎわいを創出し、『かわにし未来ビジョン』の基本目標に掲げる「夢と愛を未来につなぐまち」の具現化を図るため、以下のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

集い、交流、にぎわいの場の創出

2 基本方針

基本理念を具現化するため、以下のとおり3つの基本方針を定めます。

<基本方針>

① 活力ある地域づくり

- ・小松地区の地域コミュニティを活性化する活動の場をつくります
- ・教養を高め、豊かなところを育む場をつくります
- ・多様な情報の集積、発信地としての機能充実を図ります
- ・小松地区の安全、安心の拠点をつくります

② 交流・憩いの空間づくり

- ・多様な交流や活動を推進し、であい、ふれあいの場をつくります
- ・誰からも親しまれ、憩い、集えるゆとりの場をつくります
- ・互いに認め、支え合い、つながる場をつくります

③ まちなかのにぎわいづくり

- ・誰もが利用しやすい、開かれた場をつくります
- ・回遊を促すため、まちなかの拠点をつくります
- ・複合化など施設の有効活用を図ります

3 導入する機能

基本理念及び基本方針に基づき、小松地区交流センターを核として、新たなにぎわいを創出するため、以下の機能を導入し、それらの効果的な連携を図ります。

基本方針		機能	
活力ある地域づくり	小松地区の地域コミュニティを活性化する活動の場をつくります	○地域づくり機能	・地区住民の活動の拠点とします
	教養を高め、豊かなこころを育む場をつくります	○生涯学習機能	・各種グループやサークルの活動ができる場をつくります
	多様な情報を集積、発信地としての機能充実を図ります	○情報発信機能	・生きがいづくり、健康づくりのための学習の場をつくります
	小松地区の安全、安心の拠点ををつくります	○防災機能	・有事の際に対応できる機能を確保します
交流・憩いの空間づくり	多様な交流や活動を推進し、であい、ふれあいの場をつくります	○交流機能	・人と人のであいの場をつくります ・誰もが気軽に立ち寄ることのできる場をつくります
	誰からも親しまれ、憩い、集えるゆとりの場をつくります	○広場機能	
	互いに認め、支え合い、つながる場をつくります	○共生社会※機能	
まちなかのにぎわいづくり	誰もが利用しやすい、開かれた場をつくります	○多目的機能 ○共用機能	・状況に応じた多様な利用形態を可能にします ・複合的な利用を可能にします
	回遊を促すため、まちなかの拠点ををつくります		
	複合化など施設の有効活用を図ります		

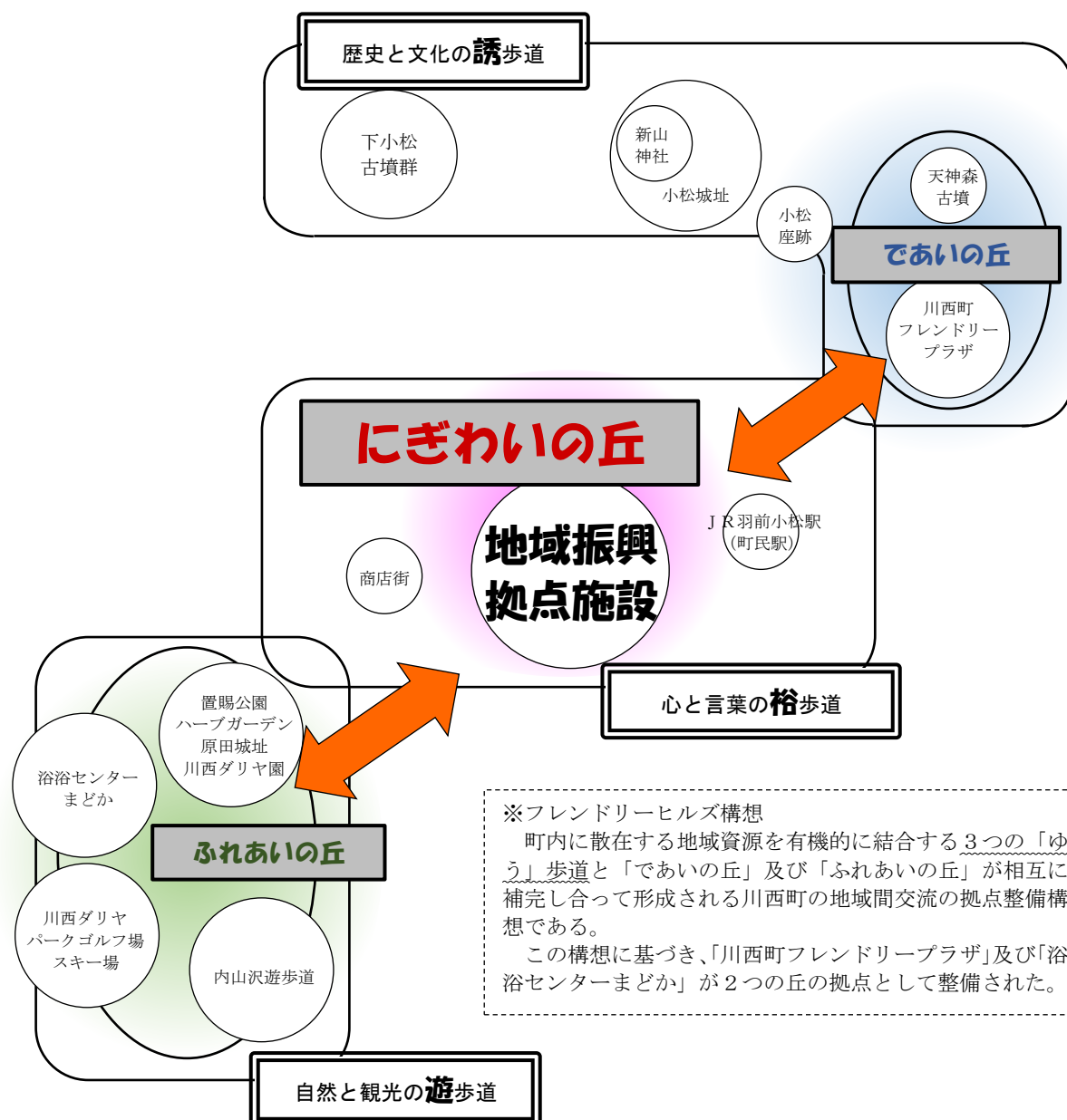
※ 共生社会…年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが積極的に参加・貢献していくことができる社会

第3章 地域振興拠点施設整備基本計画

1 基本コンセプト

フレンドリーヒルズ構想に位置付けられた「であいの丘」と「ふれあいの丘」の結節点として旧役場庁舎等跡地を新たに「にぎわいの丘」として位置づけ、人、モノ、コトを有機的に結びつける新たな拠点として整備します。

基本コンセプト 「であいの丘」と「ふれあいの丘」の結節点となる 「にぎわいの丘」の創出



2 にぎわいの創出

(1) 中心市街地のにぎわいづくりの課題

中心市街地はこれまで役場庁舎が位置し、人々の往来が盛んにおこなわれてきましたが、役場庁舎の移転に伴い、人々の往来が減少している現状にあります。そのため、旧役場庁舎等跡地の利活用にあたっては中心市街地の人流拡大に資するとともに、誰もが気軽に利用できる地域振興の拠点整備が求められています。

(2) 地域振興拠点施設の整備

旧役場庁舎等跡地には「にぎわいの丘」の拠点となる地域振興拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備します。

拠点施設には小松地区まちづくり計画に基づく地域づくりを促進するため、小松地区交流センター機能のほか、中央公民館利用者の生涯学習環境の機能やにぎわいづくりを創出する機能等を付加し、町内外の誰もが気軽に利用できる施設とします。

(3) 町民主体の活動の進展

これまで中心市街地では、こまつ市やたまげたホコ天等の住民による商業イベントが開催されてきました。拠点施設を核として、こうした町民主体の活動をさらに発展させ、魅力ある地域づくりを支援します。

(4) 人流の創出

拠点施設には、中心市街地の回遊の拠点となるまちなか歩きの発着点としての機能が求められるため、駅前通り（一般県道椿川西線）からの進入路を整備し、人流の創出を図ります。

また、町外から本町に訪れる人々の玄関口となるＪＲ羽前小松駅（町民駅）との連携を図り、駅前通りとのさらなる一体的なにぎわいづくりを推進します。

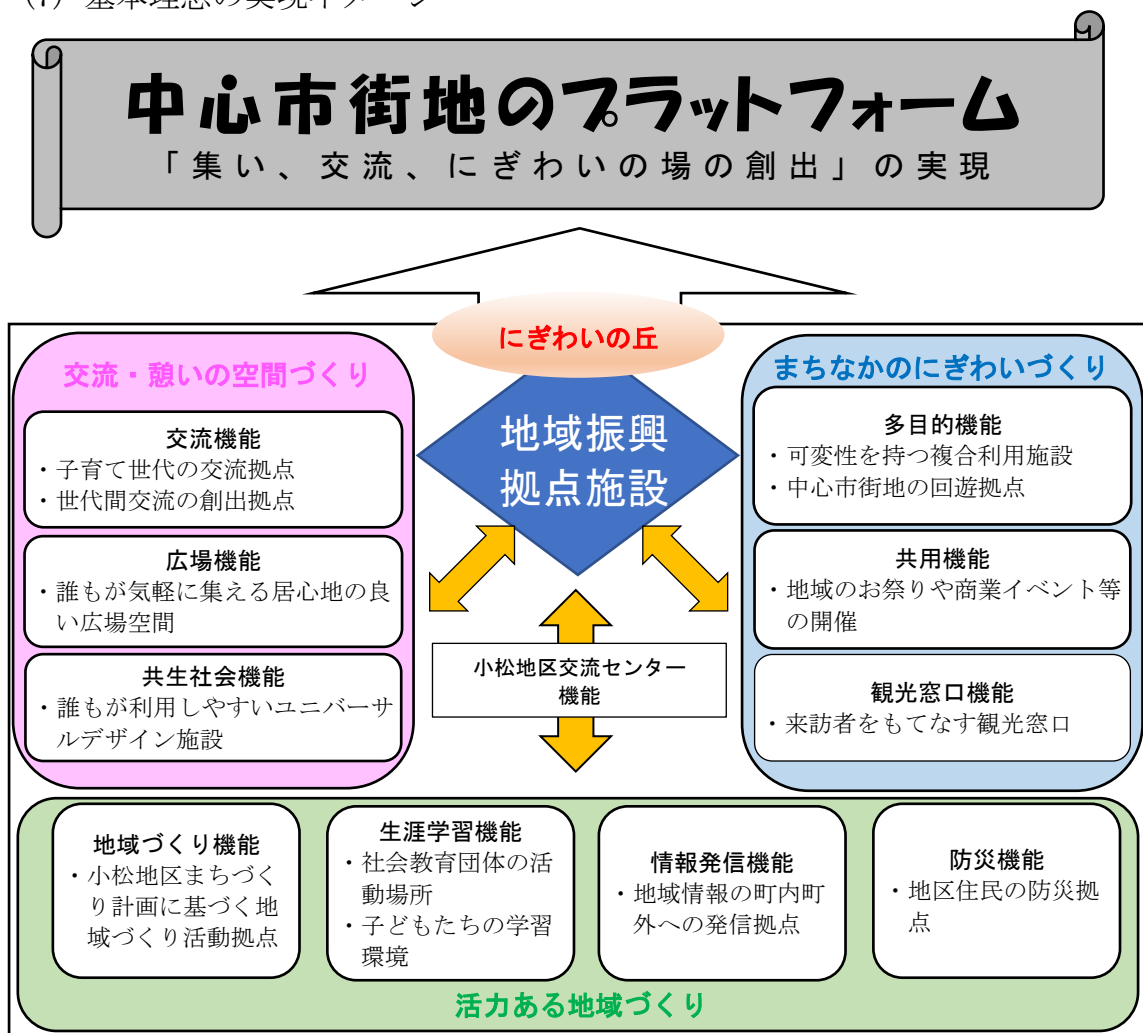
(5) 観光窓口機能の付加

中心市街地に集積する観光資源を案内する窓口機能を持たせ、訪れる人々への情報発信を図ります。

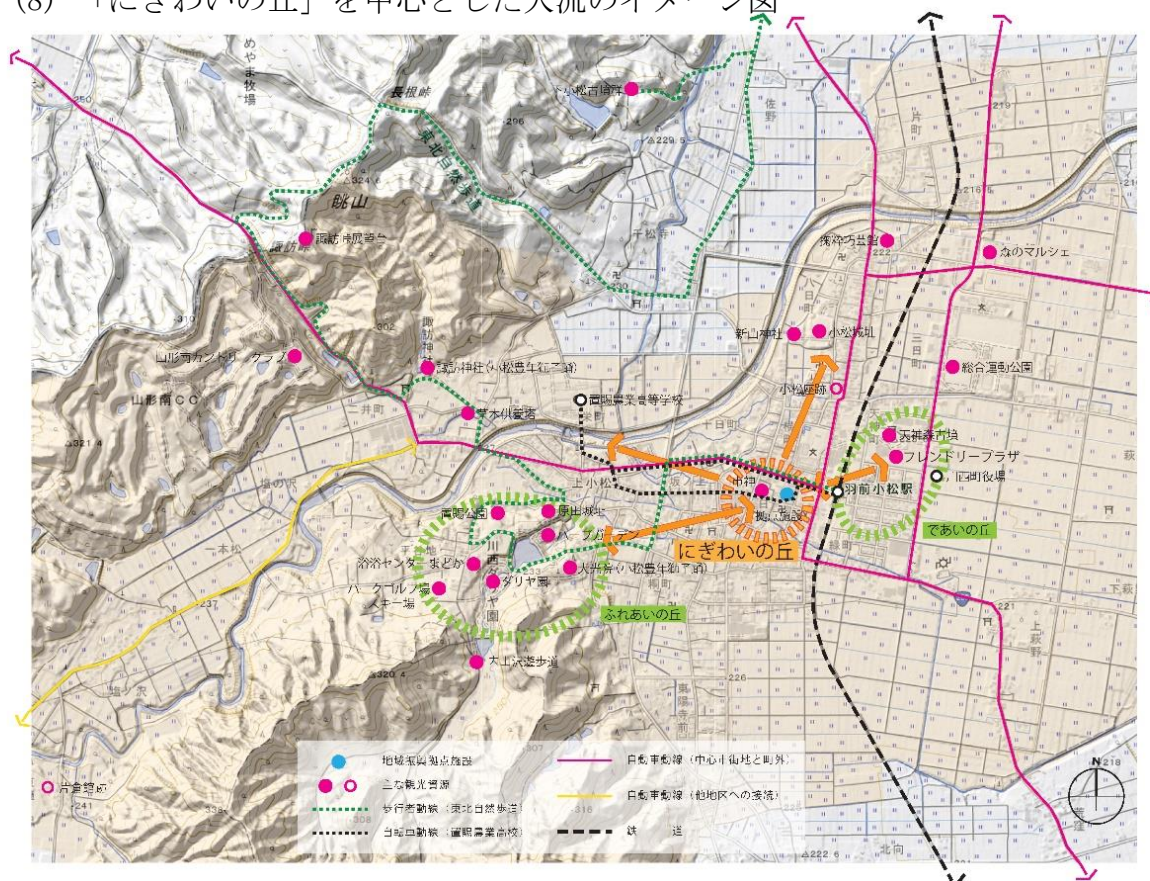
(6) 中心市街地活性化に向けた取り組み

「川西町中心市街地活性化基本計画」及び「川西町都市計画マスタープラン」の見直しにより「にぎわいの丘」を核としたグランドデザインを構築し、活性化に向けた取り組みを推進します。

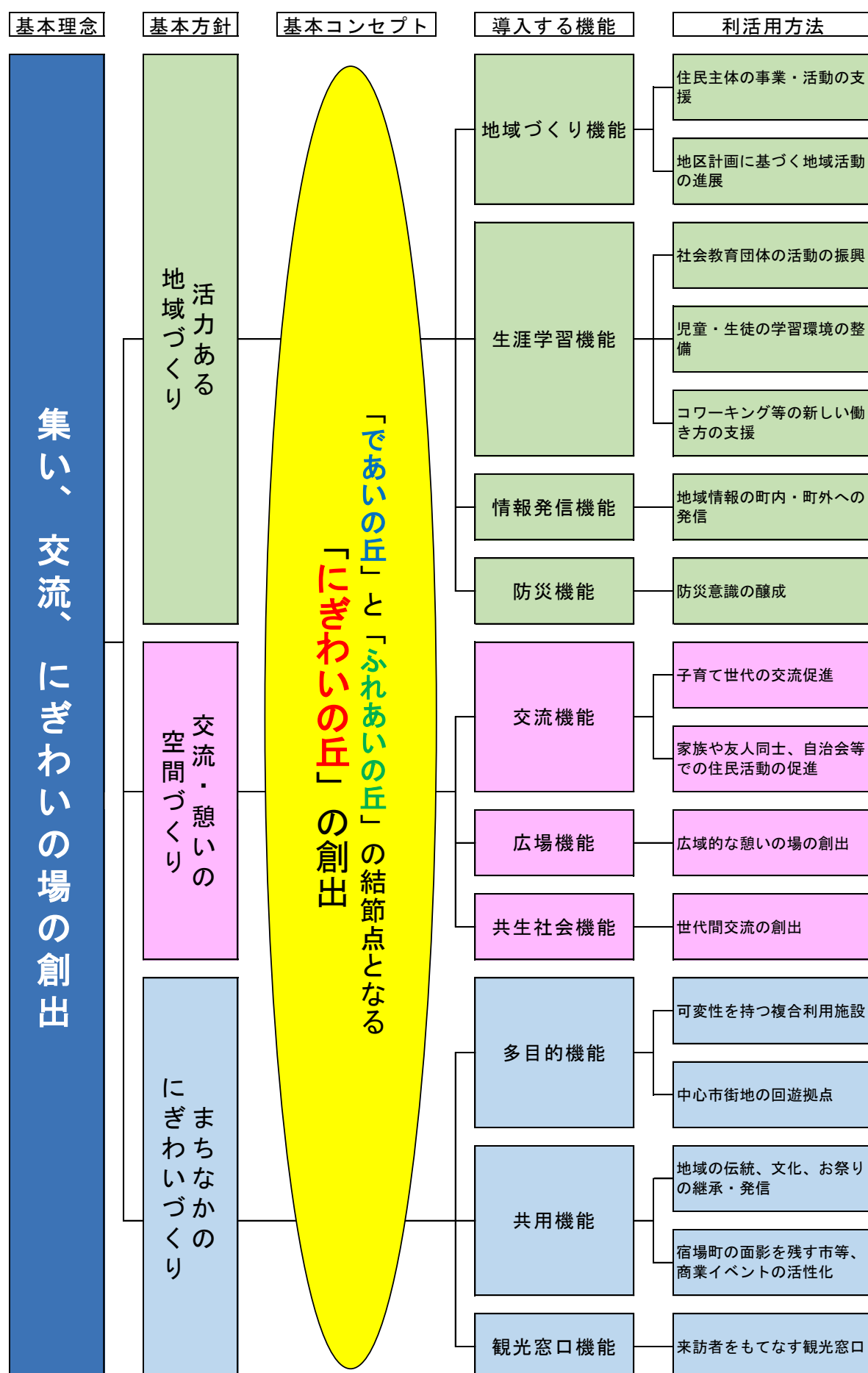
(7) 基本理念の実現イメージ



(8) 「にぎわいの丘」を中心とした人流のイメージ図



3 計画体系及び利活用方法



4 拠点施設利活用の基本的な考え方

基本方針①	活力ある地域づくり
ア 地域づくり機能 - i 住民主体の事業・活動の支援 多くの住民が多目的に利用できる自由度のあるスペースを確保します。 - ii 地区計画に基づく地域活動の進展 住民一人ひとりがまちづくりに参画できる場を提供します。 イ 生涯学習機能 - i 社会教育団体の活動の振興 生涯にわたっていきいきと活躍できる場を提供します。 - ii 児童・生徒の学習環境の整備 児童・生徒が学習等で気軽に利用できる場を提供します。 - iii コワーキング等の新しい働き方の支援 仕事や学習、遊びができる場を提供します。 ウ 情報発信機能 - i 地域情報の町内・町外への発信 地域イベントや歴史等の地域情報を発信します。 エ 防災機能 - i 防災意識の醸成 住民同士が共に助け合う「共助」の意識を醸成する場を提供します。	
基本方針②	交流・憩いの空間づくり
ア 交流機能 - i 子育て世代の交流促進 屋外で遊ぶ子供たちを見守りながら、親同士が交流できる場を提供します。 - ii 家族や友人同士、自治会等での住民活動の促進 自治会や家族等が気軽に利用できる住民同士のつながりを深める場を提供します。 イ 広場機能 - i 広域的な憩いの場の創出 長時間滞留し交流できる空間を提供します。 ウ 共生社会機能 - i 世代間交流の創出 幅広い世代が気軽に利用し、互いに関わりあえる場を提供します。	
基本方針③	まちなかのにぎわいづくり
ア 多目的機能 - i 可変性を持つ複合利用施設 可変性及び拡張性を確保し、将来的な複合利用に対応します。 - ii 中心市街地の回遊拠点 「であいの丘」、「ふれあいの丘」と連携し、中心市街地を回遊するための情報発信の拠点となる場を整備します。 イ 共用機能 - i 地域の伝統、文化、お祭りの継承・発信 地元に根づく文化を発信できる場を提供します。 - ii 宿場町の面影を残す市等、商業イベントの活性化 各種イベントが常時開催できる環境を整備し、商業を活性化する場を提供します。 ウ 観光窓口機能 - i 来訪者をもてなす観光窓口 町内外の方が訪れた際にワンストップサービスでおもてなしを提供できる観光案内窓口を設置します。	

第4章 地域振興拠点施設の基本的機能

1 基本的機能

(1) 施設・機能の複合化

拠点施設については、小松地区交流センター機能、生涯学習機能及び観光等窓口機能の複合化により、効率性や機能性の向上とにぎわいの創出を図ります。

(2) 情報の発信

町民及び来訪者への情報の提供機能の充実を図ります。

① 情報化社会への対応

町民及び来訪者が必要な情報を気軽に収集できる公衆無線LANの導入を図ります。

② 観光等窓口機能の設置

地域情報のほか、観光・イベント及び移住定住・交流等の情報を発信できるスペースを整備し、電子看板等の設置を図ります。

(3) 利用者及び景観への配慮

誰もが親しみを持って利用しやすい拠点施設となるよう設計にあたっては利用者の利便性や景観に配慮します。

① ユニバーサルデザインの導入

i 誰もが安心して利用できる構造

拠点施設を利用するすべての人が安心してストレスなく利用できるようユニバーサルデザインを導入します。

ii 駐車場・駐輪場の配慮

駐車場及び駐輪場は、十分なスペースを確保するとともに、高齢者、障がい者等に配慮したレイアウトとし、駐車場及び駐輪場から拠点施設までの動線は利用者の安全確保に配慮したものとします。

② 景観への配慮

小松地区の歴史と文化及び周辺環境に調和するよう景観に配慮します。

(4) 地球環境への配慮

SDGs（持続可能な開発目標）及び「川西町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、環境負荷低減に努めます。

① 自然素材及び再生可能エネルギー等の活用

i 自然素材の活用

拠点施設の建設及び内装材への木材の活用を基本とします。

ii 再生可能エネルギーの導入

本町の再生可能エネルギー賦存量を踏まえ、カーボンニュートラルに配慮した先導的なエネルギーシステムを導入した地球環境にやさしいクリーンな拠点施設整備を検討します。

iii パッシブデザインの導入

自然採光や自然通風の確保について検討します。

② 効率的な設備の導入

LED照明や空調センサー、高断熱性資材等の省エネ設備を積極的に活用するとともに、高性能ガラス等による日射遮へいや断熱性・気密性の向上などにより建物の熱負荷低減を図ります。

(5) 防災機能

緊急避難場所として活用できるよう十分な耐震性・安全性を備え、災害発生時に迅速に対応できる機能を持つ拠点施設とします。

① 耐震性・安全性の確保

本町で想定される地震の規模や拠点施設が保持すべき耐震性能と維持管理コストなどを比較検討し、国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」の指針に沿った耐震性の高い拠点施設とします。

② 防災機能の確保

i 緊急避難場所

災害発生時に、緊急避難場所として活用できるスペースの確保を図ります。

ii 自主防災対策本部

災害発生時に迅速に自主防災対策本部が設置できるスペース及び機能を確保します。

(6) 雪対策の徹底

利用者の安全性を確保するため、雪対策を万全にするとともに、雪の活用について検討します。

① 雪対策

i 氷柱や雪庇等の落下防止

拠点施設は、氷柱や雪庇等の落下を防ぐ構造とし、利用者の安全確保を図ります。

ii 駐車場の積雪対策

駐車場は、効率的に除雪できる配置とし、融雪設備等の利用者の安全確保に配慮した機能の導入を検討します。

② 親雪

雪を活用したにぎわいづくりのスペース確保を検討します。

(7) 効率的で機能性が高い拠点施設

将来の社会情勢の変化を踏まえつつ、効率的な利用サービスが提供できる施設とします。また、シンプルで機能的なデザインの拠点施設とし、建設コストやライフサイクルコストに十分配慮します。

① 施設整備

i 機能性が高い施設環境

機能的なまとまりとともに、管理動線の効率化や視認しやすいレイアウト構成に配慮した拠点施設とします。また、水道、電源設備、倉庫等は、屋外にも整備することを検討します。

ii 可変性・拡張性の確保

将来の社会情勢や利用方法の変化に対応する可変性及び拡張性の確保を図ります。

iii セキュリティの確保

拠点施設のセキュリティを確保する機能の導入を図ります。

② 建設・管理コストの縮減

i 建設コストの抑制

拠点施設は、シンプルかつ機能的なデザインとし、建設コストの抑制を図ります。

ii 管理コストの縮減

拠点施設建設後の維持管理や清掃、修繕などのメンテナンスが容易な造りとし、管理コストの縮減を図ります。

iii ライフサイクルコストの低減

建設コストと管理コストのバランスに配慮し、拠点施設の企画・設計から、建設、利用を経て、取り壊しに至るまでの間に費やされる全ての費用（ライフサイクルコスト）の低減を図ります。

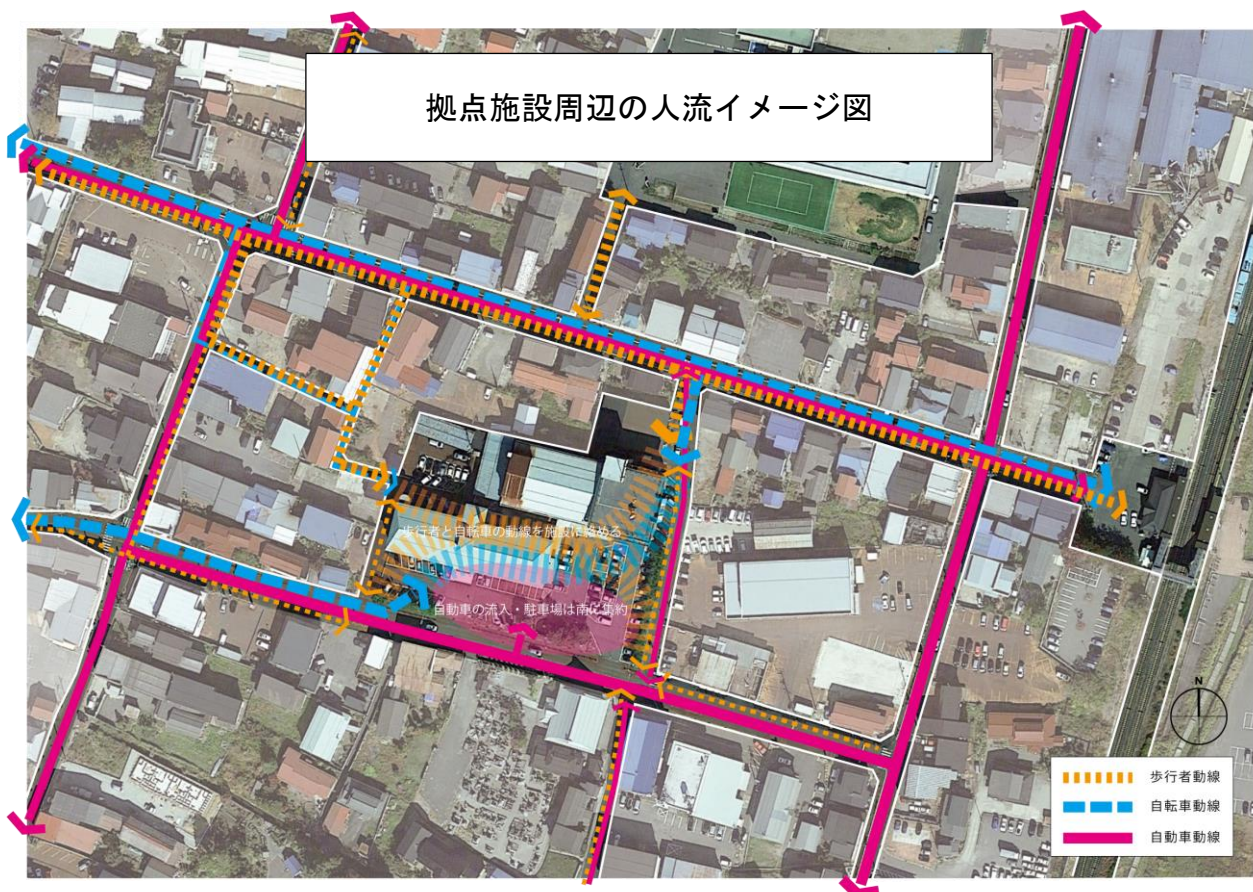
2 拠点施設の管理・運用

拠点施設の管理及び運用については、指定管理者制度による管理を基本とし、平日の日中だけでなく、夜間や土日・祝日も開館することにより、誰もがいつでも利用できるものとしします。

3 配置計画

敷地内の配置計画については、拠点施設としての基本的機能が効率的に連携し、スペースの有効活用が図れるように配置します。

また、拠点施設は駅前通りからの人流に配慮し、出入口を複数方向に整備することを検討します。



4 規模

拠点施設の延床面積については、中央公民館の利用実態や小松地区交流センターの活動状況を踏まえて設定します。

なお、敷地面積は駅前通りからの進入路整備用地を含め、以下のとおりとします。

拠点施設	約 1,200 m ²
拠点施設周辺スペース	約 1,000 m ²
駐車場	約 2,500 m ²
その他（屋外広場、進入路等）	約 2,000 m ²
合計	約 6,700 m ²

5 拠点施設の階層

拠点施設の階層については、平屋建てを基本とします。

6 構造及び耐震性

(1) 構造

拠点施設の構造については、整備期間の短縮を図るとともに、国が推進する公共建築物等における木材の利用促進等を考慮し、C L T工法による木造を基本とします。

また、十分な耐火性能を備えた施設とします。

【（参考）主な構造の比較】

区分	木造 (W造)		鉄筋コンクリート造 (R C造)	鉄骨造 (S造)
	C L T工法	在来工法		
概要	ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネルにより組み立てる構造。欧米を中心に壁材や床材として普及。	木材や木質再構成材によって部材を作り、骨組みを構成する構造。金具で各部材を接合する工法が多い。	柱、梁、床、壁などの鉄筋を組み立て、型枠で部材の周囲を囲った後、コンクリートを流し込んで形成する構造。	型鋼や鋼管などの構造用鋼材を、工場で柱や梁などの構造部材に加工し、現場に搬入して組み立てる構造。
メリット	・強度が強く、施工も合理的なため、工期の短縮が可能。 ・構造面以外にも、断熱性や遮熱性、遮音性など複合的な効果も期待できる。	・部材の強度が高く軽量なため、基礎部分のコスト低減が可能。	・耐火性、耐久性が比較的高い。 ・壁構造では、遮音性能が比較的高い。 ・型枠の作り方により、自由な形状や表現ができる。	・部材の強度が高く軽量なため、柱間隔を広くでき、基礎部分のコスト低減が可能。 ・間取りの自由度が高い。
デメリット	・使用できる空間や用途がまだ限定的である。 ・構造設計者や生産可能なプレカット工場が限定的である。 ・他工法と比較して使用材積が多い。	・地域によって流通経路が異なり安定した材料確保が課題。 ・階数や規模によっては耐火建築物にするなどの対策が必要となり、コストが割高になる。 ・シロアリや腐朽の対策が必要。	・重量が比較的大きい。 ・柱間隔がそれほど広く取れない。 ・現場でコンクリート打ちをする場合、作業する職種と人員が多い。	・火災などによる温度上昇により材料の強度が低下する。 ・鋼材が腐食するため、防錆処理が必要。

(2) 耐震性能

拠点施設の耐震性能については、災害時に町民の生命と財産を守り、災害対策活動の拠点としての役割が求められることから、十分な安全性（Ⅰ類、A類、甲類）を確保します。

【耐震安全性の分類・目標】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体 (梁、柱、床、壁など 建物に加わる力を支 える部位)	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるもの
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるもの
建築非構造部材 (屋根、外壁、天井、 内装材など構造体に 取り付ける部材)	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるもの
	B類	大地震動後により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるもの
建築設備 (電気、通信、給排 水、消火、空調など建 物に付帯する設備)	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるもの
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているもの

(3) 耐震構造形式

拠点施設の耐震構造形式については、安全性や建設コスト抑制の観点から、耐震構造を基本とします。

【(参考) 耐震・制振・免震構造の比較】

項目	耐震構造 (揺れに耐える構造)	制振構造 (揺れを吸収する構造)	免震構造 (揺れを建物に伝えない構造)
概要	地震の力に対し、柱、梁、壁といった構造体を堅牢にして耐える構造。	躯体に制振装置(ダンパー)を組み込み、建物に伝わった地震の揺れを吸収、制御する構造。	建物と基礎との間に免震装置(積層ゴム等)を設置し、建物に地震の揺れを直接伝えない構造。
メリット	- 一般的な工法 - 比較的低コストで耐震性能が得られる。	- 制振部材にて地震エネルギーを吸収して柱・梁の損傷を抑える。 - 耐震構造に比べ、補修や復旧対応は低減される。	- 耐震、制振構造と比較すると突出した耐震性能を持つ。 - 大地震後でも損傷が少なく、補修や復旧対応は少ない。
デメリット	- 地震の揺れを直接受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策が必要。 - 地震後(特に大地震時)には補修や復旧対応が生じる。	- 地震の揺れを受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策が必要。 - 地震により制振装置が損傷する場合がある。	- 地震時に建物が動くため、建物周りにスペースが必要。 - 耐震構造に比べ、設計、工事期間は長く必要。 - 横揺れには効果を発揮するが、縦揺れには効果が発揮されにくい。 - 専門業者による定期点検が必要。

7 拠点施設建設の事業手法

拠点施設建設の事業手法については、「設計・施工分離発注方式（従来方式）」により実施します。

【（参考）主な建設手法の比較】

区分	設計・施工分離発注方式 (従来方式)	デザインビルド 方式	E C I 方式	P F I 方式
概要	設計と施工を各段階に応じて個別に発注する方式	設計と施工を一括で発注する方式	実施設計段階から施工者が関与する方式	P F I 法に基づき民間業者が公共施設の設計、施工、維持管理の業務を行う方式
メリット	・業務範囲や内容が明確で分かりやすい ・受注可能な施工者が比較的多い ・一般的な手法であり、発注手続きをスムーズに行うことができる	・一括発注することで、発注手続の回数を減らし、入札不調のリスクを軽減することができる ・設計意図を工事へ反映しやすい ・得意な施工技術を生かした設計が可能	・実施設計に施工者の技術提案が反映されるため効率的な設計内容となる ・実施設計段階で施工予定者が決まるため、施工段階での入札不調のリスクの軽減が可能	・民間が資金調達を行い、町はサービスの対価として割賦方式で費用支出することで、支出の平準化が図られる ・民間事業者のノウハウや工夫を活用しやすい
デメリット	・発注手続を都度実施する必要がある ・設計、施工、維持管理の一体性がなく、設計者、施工者、管理者のノウハウが活かされにくい	・受注可能な施工者が限られる ・詳細な仕様・性能の設定が難しく、発注者が期待する品質が確保できるか不確実 ・第三者による設計・施工の管理が必要	・導入している事例が少なく、受注可能な施工者が限られる ・第三者による設計・施工の管理が必要 ・設計者の考えと施工予定者の技術提案に相違がある場合、施工者の再選定が必要	・P F I 法に基づく事前の事業可能性調査が必要で、作業に多くの時間と多額の費用を要する ・準備作業に相当の時間と費用をかけても、P F I 事業者の参入が不確実

※ P F I 事業の検討

今回の旧役場庁舎等跡地の整備については、令和7年度までの整備完了を目途としていることから、事前手続に相当の時間と費用がかかるP F I事業の活用が難しいため、地域経営母体による指定管理を想定し、公設民営により実施することとします。

8 概算事業費及び財源

(1) 概算事業費の算定

概算事業費については、国土交通省が制定している「新営予算単価」や「官庁施設の設計業務等積算要領」等に基づき、労務単価や資材単価等の上昇傾向を加味し、以下のとおり算定します。

また、メンテナンスサイクルやライフサイクルコストについても、将来負担の低減を図るため、設計段階において適切に試算していきます。

区 分	概算事業費 (百万円)	備考
本体工事	596	建築、電気設備、機械設備、再エネ設備
外構工事	97	舗装、排水、植栽等
解体工事	526	既存施設解体（アスベスト処分を含む）
造成工事	34	敷地造成
用地取得費	13	アクセス整備用地等取得
道路改良工事	18	アクセス整備
アスベスト調査費	9	旧役場庁舎及び中央公民館アスベスト含有調査
設計費等	150	解体設計、基本設計・本体実施設計、解体工事監理、本体工事監理、測量調査、地盤調査、造成設計、外構実施設計、道路改良設計
移転費用	2	小松地区交流センター移転
初度調弁	10	机、椅子、音響備品等
その他	36	発注者支援業務委託、各種手数料、不動産鑑定評価業務委託、既存備品等処分
計	1,491	

(2) 財源

地方創生拠点整備交付金をはじめとした国・県の交付金など、有利な財源について研究を進め、活用を検討していきます。

【財源構成の想定】

財源の名称	概算事業費（百万円）
国・県交付金	298
過疎対策事業債・その他事業債	1,145
一般財源	48
計	1,491

9 整備スケジュール

[illegible]

附属資料

川西町役場跡地利活用計画検討委員会設置要綱

川西町告示第 145-2 号
令和 2 年 5 月 12 日

(設置)

第 1 条 川西町役場跡地利活用計画の策定に対して意見及び助言等を得るため、川西町役場跡地利活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について意見、助言等を行う。

- (1) 川西町役場跡地の利活用に係る機能に関すること。
- (2) その他川西町役場跡地利活用に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は 15 名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 自治組織の代表者
- (2) 公益団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が特に必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務を処理するため、事務局を未来づくり課に置く。

- 2 事務局長は未来づくり課長をもって充てる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は第 6 条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって効力を失う。

川西町役場跡地利活用計画検討委員会 名簿

区分	役職	所属	職・氏名
1号	副委員長	小松地区地域振興協議会	会長 加藤 健吉
		小松地区地域振興協議会	産業商工部会長 大河原 壽男
		小松地区自治会長連絡協議会	会長 山口 徳夫
		川西中学校教育振興会	会長 渡部 亨
2号		社会福祉協議会	次長 平間 良則
		観光協会	副会長 本間 芳弘
		商業協同組合	理事長 佐藤 光弘
		こまつ市実行委員会	委員長 羽根田 浩子
3号	委員長	東北芸術工科大学	デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 准教授 渡部 桂
		置賜農業高等学校	教諭 横山 伸一
4号		舞★華	遠藤 佐智子
		農業	嶋貫 諭
5号		こども食堂 なかよしキッチン	代表 佐藤 千恵美
		まちづくり課	課長 奥村 正隆

事務局		
事務局長	未来づくり課	課長 針生 富雄
事務局員	未来づくり課	政策調整主幹 鈴木 玄
事務局員	未来づくり課	財政主幹 中山 宗隆
事務局員	政策推進課	政策推進主幹 有坂 強志
事務局員	まちづくり課	地域振興主幹 金子 満博
事務局員	未来づくり課	政策調整主査 石田 英之
事務局員	未来づくり課	主任 古澤 和明
事務局員	未来づくり課	主事 高橋 知希

川西町役場跡地利活用計画推進委員会設置要綱

川西町訓令第 7 号
令和 2 年 5 月 1 2 日

(設置)

第 1 条 川西町役場跡地（以下「跡地」という。）の利活用計画を策定するため、川西町役場跡地利活用計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 跡地利活用に係る計画策定に関すること。
- (2) 整備規模及び整備内容に関すること。
- (3) 関係団体との調整に関すること。
- (4) その他跡地利活用に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副町長を、副委員長には未来づくり課長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、政策推進課長、まちづくり課長、福祉介護課長、健康子育て課長、産業振興課長、地域整備課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員が推進委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 委員長は、必要があるときは委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 推進委員会の庶務及び事務を処理するため、未来づくり課に事務局を置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 2 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって効力を失う。

(川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会設置要綱の廃止)

3 川西町役場跡地利活用計画策定内部委員会設置要綱（平成 3 0 年訓令第 1 1 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

川西町役場跡地利活用計画推進委員会 名簿

番号	役職	職名	氏名
1	委員長	副町長	山口 俊昭
2	副委員長	未来づくり課長	針生 富雄
3	委 員	総務課長	鈴木 浩之
4	委 員	政策推進課長	遠藤 準一
5	委 員	まちづくり課長	奥村 正隆
6	委 員	福祉介護課長	大滝 治則
7	委 員	健康子育て課長	金子 征美
8	委 員	産業振興課長	井上 憲也
9	委 員	地域整備課長	奥村 邦彦
10	委 員	生涯学習課長	安部 博之

事務局

番号	役職	職名	氏名
1	事務局長	未来づくり課政策調整主幹	鈴木 玄
2	事務局員	未来づくり課財政主幹	中山 宗隆
3	事務局員	政策推進課政策推進主幹	有坂 強志
4	事務局員	まちづくり課地域振興主幹	金子 満博
5	事務局員	未来づくり課政策調整主査	石田 英之
6	事務局員	未来づくり課主任	古澤 和明
7	事務局員	未来づくり課主事	高橋 知希

川西町地域振興拠点施設整備推進委員会設置要綱

川西町訓令第16号

令和3年5月12日

(設置)

第1条 地域振興拠点施設の整備を推進するため、川西町地域振興拠点施設整備推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域振興拠点施設整備の推進に関すること。
- (2) 町民の合意形成に向けた調整に関すること。
- (3) その他地域振興拠点施設整備に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には町長を、副委員長には副町長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、課長及び局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員が推進委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、必要があるときは委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進委員会の円滑な運営に資するための調整を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長には副委員長を、副幹事長には教育長をもって充てる。
- 5 幹事には委員のうち、総務課長、財政課長、まちづくり課長、政策推進課長、産業振興課長、地域整備課長及び教育文化課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 推進委員会の庶務及び事務を処理するため、政策推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

川西町地域振興拠点施設整備推進委員会 名簿

推進委員

	区分	役職	氏名	備考
1	委員長	町長	原田 俊二	
2	副委員長	副町長	山口 俊昭	
3	委員	教育長	小野 庄士	
4	委員	総務課長	大滝 治則	
5	委員	安全安心課長	後藤 哲雄	
6	委員	財政課長	坂野 成昭	
7	委員	まちづくり課長	針生 富雄	
8	委員	政策推進課長	遠藤 準一	
9	委員	税務会計課長	有坂 強志	
10	委員	住民課長	近 祐子	
11	委員	福祉介護課長	原田 智和	
12	委員	健康子育て課長	金子 征美	
13	委員	産業振興課長	井上 憲也	
14	委員	農地林務課長	内谷 新悟	
15	委員	地域整備課長	奥村 正隆	
16	委員	教育文化課長	安部 博之	
17	委員	議会事務局長	緒形 信彦	

幹事

	区分	役職	氏名	備考
1	幹事長	副町長	山口 俊昭	
2	副幹事長	教育長	小野 庄士	
3	幹事	総務課長	大滝 治則	
4	幹事	財政課長	坂野 成昭	
5	幹事	まちづくり課長	針生 富雄	
6	幹事	政策推進課長	遠藤 準一	
7	幹事	産業振興課長	井上 憲也	
8	幹事	地域整備課長	奥村 正隆	
9	幹事	教育文化課長	安部 博之	

事務局

	区分	役職	氏名
1	事務局長	政策推進課 政策推進主幹	鈴木 優徳
2	事務局	政策推進課 政策推進主査	古澤 和明
3	事務局	財政課 財政主幹	中山 宗隆
4	事務局	財政課 契約管財主幹	伊藤 勝彦
5	事務局	まちづくり課 企画調整主幹	鈴木 玄

旧庁舎跡地利活用調査特別委員会調査報告書

令和３年第３回（９月）議会定例会

1 付託事件 小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査

2 委員定数 １２名

3 委員氏名

委員長	遠藤明子		
副委員長	渡部秀一		
委員	神村建二	委員	高橋輝行
委員	井上晃一	委員	伊藤寿郎
委員	淀秀夫	委員	橋本欣一
委員	伊藤進	委員	島貫偕司
委員	吉村徹	委員	寒河江

4 設置期間
令和３年５月７日から審査事件に係る調査が終了するまでの間

5 本特別委員会の設置に至る経過
本議会は、旧庁舎の跡地利活用は住民の要望を反映し、小松地区交流センターを核としながら、中心市街地の活性化について調査するため、令和３年５月７日開催の議会臨時会において本特別委員会を設置したものである。

6 調査経過
(１) 会議の開催状況

日 時	会 議 名	協議事項等
令和３年 ５月７日(金) 午後３時３７分	第１回本特別委員会	委員長、副委員長の選任
５月１２日(水) 午前９時３０分	正副委員長・小委員会合同会議	１ 小委員会委員、小委員会委員長の選任 ２ 今後の進め方
５月１８日(火) 午前９時３０分	第１回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 １ 川西町地域振興拠点施設整備基本計画について ２ 今後の進め方
５月３１日(月) 午後１時３０分	第２回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 １ 基本方針及び基本計画策定時の検討経過 ２ 今後の進め方

6月8日(火) 午前9時30分	第3回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 小松地区地域振興協議会との意見交換 2 今後の進め方
6月15日(火) 午後2時5分	第4回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 経過報告 2 今後の進め方
6月22日(火) 午前11時20分	第2回本特別委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 経過報告 2 今後の進め方
8月6日(金) 午前9時30分	第5回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 今後の進め方
8月30日(月) 午後1時30分	第6回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 商工会総務企画委員会委員との懇談会
9月3日(金) 午後2時54分	第7回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 本特別委員会調査報告書の取りまとめ 2 今後の進め方
9月14日(火) 午後2時58分	第8回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 本特別委員会調査報告書の取りまとめ 2 今後の進め方
9月15日(水) 午前10時46分	第3回本特別委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 本特別委員会調査報告書の取りまとめ 2 本特別委員会の審査事件の終了 3 今後の進め方について
9月15日(水) 午後1時00分	第9回小委員会	◎小松地区交流センターを核とした施設整備に関する調査 1 本特別委員会調査報告書の取りまとめ 2 今後の進め方

(2) 調査の状況

- ・第1回本特別委員会においては、正副委員長を選任した。
- ・正副委員長・小委員会合同会議においては、委員長より小委員会委員の選任、小委員長を指名し調査研究体制を確立した。今後の進め方については、小委員会を随時開催することが確認された。
- ・第1回小委員会においては、川西町地域振興拠点施設整備基本計画及び整備スケジュールについて調査した。今後の進め方については、令和2年3月に策定された「川西町役場跡地利活用基本方針」及び令和3年3月に策定された「川西町地域振興拠点施設整備基本計画」策定時の内部委員会・外部委員会の会議内容により検証、調査を行うことが確認された。
- ・第2回小委員会においては、内部委員会・外部委員会の会議録により策定経過の検証、調査を行った。今後の進め方については、小松地区地域振興協議会との意見交換会を行うことが確認された。
- ・第3回小委員会においては、小松地区地域振興協議会との意見交換会を行った。意見交換の内容については、第2回本特別委員会で報告することが確認された。
- ・第4回小委員会においては、第2回本特別委員会で報告する調査経過及び会議資料の確認を行った。
- ・第2回本特別委員会においては、調査経過及び小松地区振興協議会との意見交換会の内容報告を行った。今後の進め方については、町民との意見交換会の開催、複合化の精査、当局の整備計画を基本に論点整理を行うことを確認した。
- ・第5回小委員会においては、複合化のあり方について検討した。第3回(9月)議会定例会中において本特別委員会の取りまとめを行う方向で準備を進めることとした。
- ・第6回小委員会においては、川西町商工会総務企画委員会委員とテーマ「川西町中心市街地活性化について」、サブテーマ「旧庁舎の跡地利活用について」で懇談会を行った。
- ・第7回小委員会においては、本特別委員会の調査及び調査報告書の取りまとめについて検討を行い、検討結果について第3回本特別委員会に報告することとした。
- ・第8回小委員会においては、本特別委員会の調査報告書について検討を行った。
- ・第3回本特別委員会においては、これまでの経過報告を行い、本特別委員会調査報告書について取りまとめを行い、今回をもって調査事件を終了とすることが確認された。また、全員協議会に提出することとした。
- ・第9回小委員会では、本特別委員会の調査報告書について協議を行い、今後の進め方について確認した。

7 調査結果

令和3年5月7日、旧庁舎の跡地利活用に関し、小松地区交流センターを核としながら中心市街地の活性化について、調査するため特別委員会を立ち上げ、前述のとおり、「川西町地域振興拠点施設整備基本計画」策定時の検証・調査、小松地区地域振興協議会及び川西町商工会との意見交換等を行い、適宜

に特別委員会全体での確認を行ってきた。このように、意見の集約や調査等を踏まえ、付帯意見を付し次のような結果に達した。

(1) 旧庁舎跡地利活用について

旧庁舎は、町の中心市街地を形成する拠点として、その役割を担ってきた。

まちづくりの推進及び中心市街地の活性化に資する整備を図るとする基本方針を踏まえるなら、施設整備にあつては、町民のみならず、町外からも老・若・子・男・女が集い、賑わえる複合的な施設整備が求められる。

複合的な整備には施設と機能に分類できるが、本基本計画においては、小松地区交流センターを核に「集い」、「交流」による賑わいを創出する屋外機能を重視した計画となっている。本特別委員会では、こうした機能に加え、町民の生涯学習空間の確保と若者（高校生など）や高齢者、子育て世代が気軽に集い、また、来町者をもてなす観光窓口機能を付加するなど、街なかに人を呼び込み、交流を拡大する可変性のある施設整備となるよう工夫すべきである。

このような町民が行き交う空間や学習の場を整備することにより、市街地の空洞化を防ぎ、かつ飲食業や商業活動を活性化する役割も確保することができる。

将来的には、積雪寒冷地であることに配慮し、今回整備される機能をより一層、有機的に活用し、賑わいづくりを創出できる複合化（社会福祉協議会・観光協会・商工会など）を検討すべきである。

(2) 拠点施設整備について

施設整備にあたっては、財政状況の厳しい中、地方創生拠点整備交付金等の有利な財源確保についての調査研究を行うとともに、関係団体の理解を得て、一括解体（旧庁舎及び中央公民館）により事業費の圧縮を図ること。また、P P P・P F I といった民間資金等活用事業の導入等、比較検討も必要である。

跡地内の配置計画においては、駅前通りからの人流に配慮した配置とし、中心市街地活性化の観点から一般県道椿川西線からの進入路の整備を図ること。

整備後の施設の活用方法、運用方法も含めて提示し、多くの人が利用できる体制を整備すること。

(3) 付帯意見

本特別委員会は、旧庁舎の跡地利活用に特化して調査、議論を行ってきたが、中心市街地の活性化、賑わいづくりの創出のため、限られた旧庁舎の跡地のみならず周辺の土地利用を含め将来展望に立った、グランドデザインの樹立に努めるべきである。

以上、本特別委員会の調査結果の報告とする。

川西町地域振興拠点施設整備基本計画
(旧川西町役場等跡地利活用計画)

令和3年12月 改定

発行 山形県川西町政策推進課

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1

電話番号 (0238) 42-6604

E-mail seisakusuish@town.kawanishi.yamagata.jp